

(参考) 平成16年財政再計算の関連資料

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について (平成16年財政再計算)

○平成16年財政再計算

平成17 (2005) 年 における年齢 (生年)	厚生年金 (基礎年金を含む)					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分 (再掲)		保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①
				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①			
	万円	万円		万円		万円	万円	
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4	230 (230)	1,300 (1,300)	5.8
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	410 (390)	1,400 (1,300)	3.4
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	700 (600)	1,600 (1,400)	2.3
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	1,100 (830)	2,100 (1,600)	1.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	1,500 (1,000)	2,600 (1,800)	1.8
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	1,900 (1,200)	3,300 (2,100)	1.7
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	2,400 (1,400)	4,100 (2,300)	1.7
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	3,000 (1,600)	5,000 (2,600)	1.7

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

－平成16年財政再計算－

生年度(平成16(2004)年度における年齢)	平成16年度 (2004)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	39.3 (39.3)	42.5 (40.4)	46.6 (42.2)	51.3 (44.2)	56.9 (46.7)	63.1 (49.3)	70.0 (52.0)	77.7 (54.9)	86.2 (58.0)	95.7 (61.2)
1939年度生 (65歳) [平成16(2004)年度65歳到達]	23.3 (23.3) 59.3% (65歳)	23.9 (22.8) <56.3%> (70歳)	23.9 (21.7) <51.3%> (75歳)	24.0 (20.7) <46.8%> (80歳)	24.6 (20.2) <43.2%> (85歳)					
1944年度生 (60歳) [平成21(2009)年度65歳到達]		24.4 (23.2) 57.5% (65歳)	24.4 (22.1) <52.4%> (70歳)	24.5 (21.1) <47.8%> (75歳)	25.1 (20.6) <44.1%> (80歳)	26.4 (20.6) <41.8%> (85歳)				
1949年度生 (55歳) [平成26(2014)年度65歳到達]			25.2 (22.8) 54.0% (65歳)	25.3 (21.8) <49.3%> (70歳)	25.9 (21.2) <45.4%> (75歳)	27.2 (21.2) <43.0%> (80歳)	28.6 (21.2) <40.8%> (85歳)			
1954年度生 (50歳) [平成31(2019)年度65歳到達]				26.5 (22.8) 51.6% (65歳)	27.1 (22.2) <47.6%> (70歳)	28.5 (22.2) <45.1%> (75歳)	29.9 (22.2) <42.7%> (80歳)	31.4 (22.2) <40.5%> (85歳)		
1959年度生 (45歳) [平成36(2024)年度65歳到達]					28.6 (23.5) 50.2% (65歳)	30.0 (23.5) <47.6%> (70歳)	31.6 (23.5) <45.1%> (75歳)	33.2 (23.5) <42.7%> (80歳)	34.9 (23.5) <40.5%> (85歳)	
1964年度生 (40歳) [平成41(2029)年度65歳到達]						31.7 (24.8) 50.2% (65歳)	33.3 (24.8) <47.6%> (70歳)	35.0 (24.8) <45.1%> (75歳)	36.8 (24.8) <42.7%> (80歳)	38.7 (24.8) <40.5%> (85歳)

・標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、平成21(2009)年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・()内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16(2004)年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

・□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

・< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

－平成16年財政再計算－

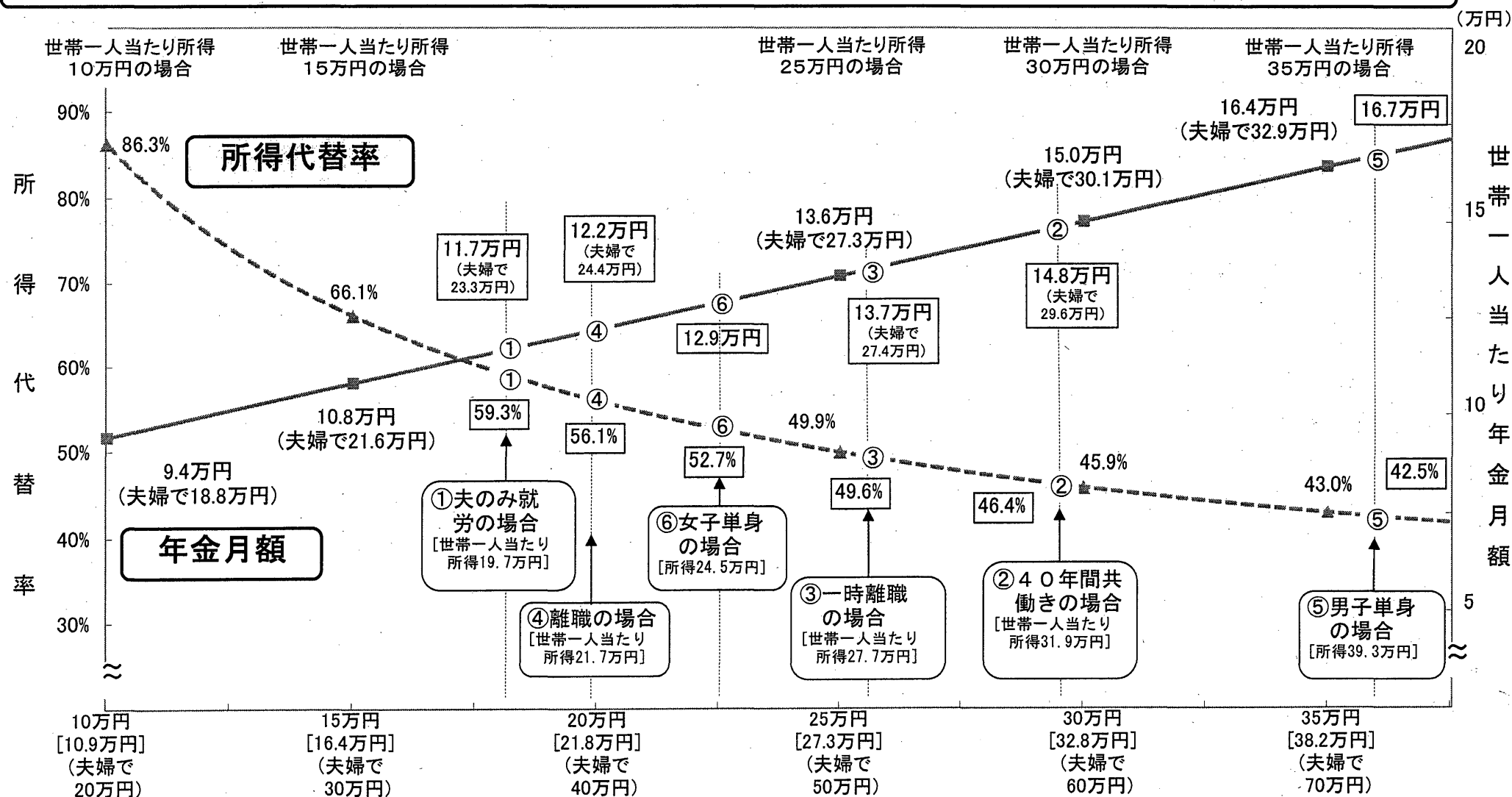
生年(平成16(2004)年における年齢)	平成16年 (2004)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1939年生 (65歳) [平成16(2004)年65歳到達]	6.6 (6.6) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.7 (6.1) (75歳)	6.8 (5.8) (80歳)	6.9 (5.7) (85歳)					
1944年生 (60歳) [平成21(2009)年65歳到達]		6.9 (6.6) (65歳)	6.9 (6.3) (70歳)	6.9 (6.0) (75歳)	7.1 (5.8) (80歳)	7.5 (5.8) (85歳)				
1949年生 (55歳) [平成26(2014)年65歳到達]			7.1 (6.5) (65歳)	7.2 (6.2) (70歳)	7.3 (6.0) (75歳)	7.7 (6.0) (80歳)	8.1 (6.0) (85歳)			
1954年生 (50歳) [平成31(2019)年65歳到達]				7.5 (6.5) (65歳)	7.7 (6.3) (70歳)	8.1 (6.3) (75歳)	8.5 (6.3) (80歳)	8.9 (6.3) (85歳)		
1959年生 (45歳) [平成36(2024)年65歳到達]					8.1 (6.6) (65歳)	8.5 (6.6) (70歳)	8.9 (6.6) (75歳)	9.4 (6.6) (80歳)	9.9 (6.6) (85歳)	
1964年生 (40歳) [平成41(2029)年65歳到達]						9.0 (7.0) (65歳)	9.4 (7.0) (70歳)	9.9 (7.0) (75歳)	10.4 (7.0) (80歳)	11.0 (7.0) (85歳)

・標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、2009年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・ ()内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

平成16年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))

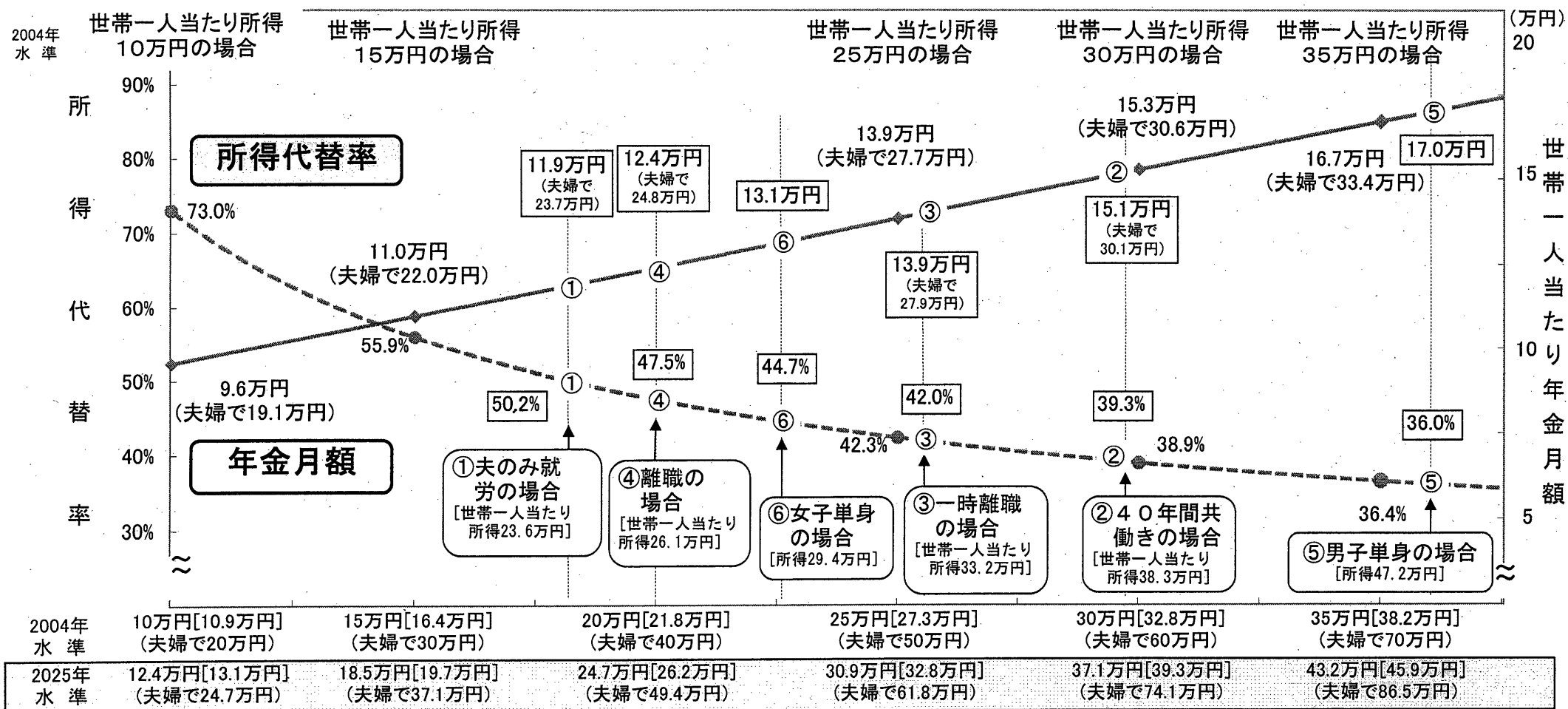


注1: 世帯一人当たり所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

2: 例えば、世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は①の世帯と同じく59.3%となる。

2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成16年財政再計算—

- 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]